

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)								単位 Unit		
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	ASEAN ASEAN	フィリピン Philippines	I	II
50.01 5001.00	繭(緑糸に適するものに限る。)	2,968円 /kg 010 — この号に掲げる繭の数量(政令で定めるところにより生糸に換算した数量とする。)及び第5002.00号の2に掲げる生糸の数量を合計した数量について、798トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(第5002.00号において「共通の限度数量」という。)以内のもの 090 — その他のもの	無税 (140円 /kg)	2,523円 /kg 無税													KG
50.02 5002.00	生糸(よつてないものに限る。)																
100	1 野蚕のもの 2 その他のもの	無税 8,209円 /kg	(無税)				無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	KG
211	— 共通の限度数量以内のもの — 玉糸 — その他のもの — 織度が21中のもの	無税 (7.5%)															KG
212	— — 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第2条第3項に規定する日本農林規格に定める生糸の2Aの等級のもの																KG
213	— — — その他のもの																KG
216	— — 織度が27中及び28中のもの																KG
217	— — その他のもの — その他のもの			6,978円 /kg		無税											KG
221	— — 玉糸 — — その他のもの — — 織度が21中のもの																KG
222	— — — 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第2条第3項に規定する日本農林規格に定める生糸の2Aの等級のもの																KG
223	— — — その他のもの																KG
226	— — 織度が27中及び28中のもの																KG
227	— — — その他のもの																KG
50.03 5003.00	絹のくず(緑糸に適しない繭、糸くず及び反毛した纖維を含む。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
012	— カード及びコームのいづれもしてないもの																KG
019	— — くず繭																KG
090	— — その他のもの																KG
50.04 5004.00 000	絹糸(絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたもの)を除く。)	無税		(6%)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	KG
50.05 5005.00	絹紡糸及び絹紡紬糸(小売用にしたもの)を除く。)						無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
010	1 絹紡糸	(15%)	7.3%	(14%)	無税												KG
090	2 絹紡紬糸	(9.6%)	7.3%	(9.6%)	無税	無税											KG
50.06 5006.00	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸(小売用にしたもの)に限る。)並びに天然でぐす						無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
010	1 絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸	4.8%		(4.8%)	無税		無税										KG
020	2 天然でぐす	8.4%		6.9%	無税	無税											KG
50.07 5007.10	絹織物 絹ノイル織物						無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
010	1 絹織糸のうちいづれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	10%		(10%)	無税												SM KG
020	2 その他のもの	8%		(8%)	無税												SM KG
5007.20	その他の織物(絹又はそのくず(絹ノイルを除く。)の重量が全重量の85%以上のものに限る。)	20%			無税												
010	— 絹織糸のうちいづれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの			12.5%													SM KG
021	— その他のもの			10%													
029	— 他の織維を交えたもの																SM KG
029	— 毛を交えたもの																SM KG
031	— その他のもの																
032	— 他の織維を交えていないもの																
033	— 幅が45センチメートル以下のもの																
034	— 先染めのもの																
035	— 紋織りのもの																
039	— しぶり加工をしたもの																
091	— その他のもの																
092	— 染色したもの																
093	— 紋織りのもの																
094	— よつてない糸(野蚕のものを除く。)を使用したものの(重量が1平方メートルにつき32.3グラム以上のもの)																
095	— よつてない糸(野蚕のものを除く。)を使用したものの(重量が1平方メートルにつき32.3グラム未満のもの)																
099	— その他のもの																
5007.90	その他の織物	20%		12.5%		無税											
010	— 絹織糸のうちいづれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの			10%													
091	— その他のもの																
099	— 毛を交えたもの																
099	— その他のもの																